

ダイナースクラブ コーポレートパーチャシングシステム会員規約

■改定内容一覧

2020年4月1日改定

改定前の 条番	改定前の 項番	改定後の 条番	改定後の 項番	改定前	改定後
—	—	—	—	<u>SuMi TRUST CLUB</u> コーポレートパーチャシング会員規約	<u>ダイナースクラブ</u> コーポレートパーチャシングシステム会員規約
1	—	1	—	<u>SuMi TRUST CLUB</u> コーポレートパーチャシング会員(以下「CPS 会員」という)とは、 <u>本規約を承諾のうえ</u> 、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)に入会を申し込み、当社が入会を認めた法人または団体(以下「法人」という)をいいます。	<u>ダイナースクラブ</u> コーポレートパーチャシングシステム会員(以下「CPS 会員」という)とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)の <u>ダイナースクラブ</u> コーポレートパーチャシングシステム(以下「CPS」という)への入会を申し込んだ法人または団体(以下「法人」という)のうち、当社が入会を認めた法人をいいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するものに限ります。
2	—	2	—	<u>コーポレートパーチャシングシステム(以下「CPS」という)</u> とは、CPS 会員が当社の加盟店(CPS 利用に限った加盟店を含む)より購入した商品代金、サービス利用代金等の精算を当社が代行するシステムをいいます。	<u>CPS</u> とは、CPS 会員が当社の加盟店(CPS 利用に限った加盟店を含む)より購入した商品代金、サービス利用代金等の精算を当社が代行するシステムをいいます。
3	1	3	1	CPS 会員の申し込みにあたっては、当社所定の申込書および会員番号 <u>登録</u> 依頼書を提出するものとします。	CPS 会員の申し込みにあたっては、当社所定の申込書および会員番号 <u>発行</u> 依頼書を提出するものとします。
3	2	3	2	前項の申し込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者が、代表者に代わって行うことができるものとします。	前項の申し込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者 <u>および連絡担当者</u> が、代表者に代わって行うことができるものとします。
—	—	<u>4</u>	—	<u>(新設)</u>	<u>(契約の成立時期等)</u>
—	—	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>(新設)</u>	<u>CPS 会員契約は、当社が法人から CPS を利用した取引の申し込みを受け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。</u>
—	—	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>(新設)</u>	<u>本規約は、前項の CPS 会員契約の内容をなすものとします。</u>
<u>4</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	—	CPS 会員は CPS を法人の業務における、直接費および間接費の用に利用するものとします。	CPS 会員は CPS を法人の業務における、直接費および間接費の用に利用するものとします。
<u>4</u>	<u>2</u>	—	—	<u>CPS 会員は CPS を利用する場合には、当社に対しあらかじめ対象商品および利用加盟店、月間利用予定額を申告する必要があります。ただし、当社が別途認める場合を除きます。</u>	<u>(改定規約第 11 条 1 項に移設)</u>
<u>4</u>	<u>3</u>	—	—	<u>前項の定めにかかわらず、金券類、貴金属類等、換金性が高い商品の購入で当社が不適当と判断した場合は CPS の利用ができないものとします。</u>	<u>(改定規約第 11 条 2 項に移設)</u>
<u>5</u>	—	<u>6</u>	—	CPS 会員は当社により CPS を利用できる加盟店が制限されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。	CPS 会員は当社により CPS を利用できる加盟店(以下「 <u>加盟店</u> 」という)が制限されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
<u>6</u>	1	<u>7</u>	1	当社は、CPS 会員に対し、当社所定の方法により会員番号(以下「 <u>有効番号</u> 」という)および必要に応じてセキュリティコード(以下「CVV 情報」という)を通知します。	当社は、CPS 会員に対し、当社所定の方法により会員番号(以下「 <u>CPS 有効番号</u> 」という)および必要に応じてセキュリティコード(以下「CVV 情報」という)を <u>発行し</u> 通知します。
<u>6</u>	2	<u>7</u>	2	<u>有効番号として、当社は「ダイナースクラブコーポレートパーチャシングカード番号」を発行し CPS 会員に通知します。ただし、当社が別途認めた場合、当社</u>	当社が別途認めた場合、当社は「 <u>CPS 有効番号</u> 」に付帯して、「 <u>CPS コンパニオン有効番号</u> 」を発行できるものとします。なお、 <u>CPS 有効番号</u> はダイナースクラブ

				は「 <u>ダイナースクラブコーポレートパーチャシングカード番号</u> 」に付帯して、「CPS コンパニオンカード番号」を発行できるものとします。なお、 <u>ダイナースクラブコーポレートパーチャシングカード番号</u> はダイナースクラブカードを取り扱う加盟店で、CPS コンパニオンカード番号は <u>VISA カードまたは</u> マスターカードを取り扱う加盟店で、それぞれ利用できるものとします。	カードを取り扱う加盟店で、 <u>CPSコンパニオン有効番号</u> はマスターカードを取り扱う加盟店で、それぞれ利用できるものとします。
<u>6</u>	3	<u>7</u>	3	<u>有効番号</u> の有効期限は、当社が定めた所定の方法により通知します。当社は、 <u>有効番号</u> の有効期限までに退会の申し出のないCPS会員で、当社が審査のうえ引き続きCPS会員と認めた場合、有効期限を更新した新たな <u>有効番号</u> を通知します。ただし、一定期間 <u>有効番号</u> の利用がない場合は、 <u>有効番号</u> の更新を保留する場合があります。	<u>CPS有効番号</u> の有効期限は、当社が定めた所定の方法により通知します。当社は、 <u>CPS有効番号</u> の有効期限までに退会の申し出のないCPS会員で、当社が審査のうえ引き続きCPS会員と認めた場合、有効期限を更新した新たな <u>CPS有効番号</u> を通知します。ただし、一定期間 <u>CPS有効番号</u> の利用がない場合は、 <u>CPS有効番号</u> の更新を保留する場合があります。
<u>6</u>	4	<u>7</u>	4	CPS会員は、善良なる管理者の注意をもって <u>有効番号</u> およびCVV情報を厳重に管理するものとします。	CPS会員は、善良なる管理者の注意をもって <u>CPS有効番号</u> および CVV 情報を厳重に管理するものとします。
<u>6</u>	5	<u>7</u>	5	CPS 会員は、 <u>有効番号</u> と CVV 情報を用いて行う業務を法人 <u>また</u> 団体(以下「業務委託法人等」という)に委託(その後の再委託を含む)する場合には、当該業務委託法人等をあらかじめ会員番号 <u>登録</u> 依頼書により当社に届け出るものとします。	CPS会員は、 <u>CPS有効番号</u> とCVV情報を用いて行う業務を法人 <u>または</u> 団体(以下「業務委託法人等」という)に委託(その後の再委託を含む)する場合には、当該業務委託法人等をあらかじめ会員番号 <u>発行</u> 依頼書により当社に届け出るものとします。
<u>6</u>	6	<u>7</u>	6	CPS 会員または業務委託法人等が本規約に違反し、第三者によって <u>CPS</u> を不正に利用された場合、CPS 会員および業務委託法人等は連帯して、そのために生じた商品の購入代金、サービスの利用代金等、本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務およびその他一切の損害について <u>責任</u> を負うものとします。	CPS 会員または業務委託法人等が本規約に違反し、第三者によって <u>CPS 有効番号および CVV 情報</u> を不正に利用された場合、CPS 会員および業務委託法人等は連帯して、そのために生じた商品の購入代金、サービスの利用代金等、本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務およびその他一切の損害について <u>支払いの責任</u> を負うものとします。
—	—	<u>7</u>	<u>7</u>	(新設)	<u>CPS 有効番号と CVV 情報が第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあると当社が判断した場合、当社は CPS 有効番号を無効として、新たな CPS 有効番号と CVV 情報を発行できるものとし、CPS 会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、CPS 会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する利用確認や調査に協力するものとします。</u>
<u>7</u>	1~2	<u>8</u>	1~2	1. CPS 会員は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。 2. CPS 会員は商品の購入代金、サービスの利用代金に関し、その利用目的の如何を問わず支払いの責任を負うものとします。	1. CPS 会員は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。 2. CPS 会員は商品の購入代金、サービスの利用代金に関し、その利用目的の如何を問わず支払いの責任を負うものとします。
<u>8</u>	—	<u>9</u>	—	CPS 会員が <u>新たな有効番号の発行</u> または対象商品ならびに加盟店の追加を申請したい場合、CPS 会員は、 <u>当社所定の申込書により遅滞なく提出する</u> ものとします。	CPS 会員が <u>CPS 有効番号</u> または対象商品ならびに <u>利用する</u> 加盟店の追加を申請したい場合、CPS 会員は、 <u>第3条に従い申し込みを行う</u> ものとします。
<u>9</u>	1	<u>10</u>	1	CPS 会員の <u>月間利用可能枠</u> は、別に定めるところによります。当社は、この利用可能枠を必要と認める場合に CPS 会員に事前通知することなく変更することができるものとするほか、CPS 会員ごとに利用可能枠	CPS会員の <u>月間利用可能枠 (以下「利用可能枠」という)</u> は、別に定めるところによります。当社は、必要と認める場合に、 <u>CPS会員に事前に通知することなく、この利用可能枠を変更することができるものとする</u>

				を設定、変更することができるものとします。	ほか、CPS会員ごとに利用可能枠を設定、変更することができるものとします。
9	2	10	2~3	CPS 会員が、前項の利用可能枠を超えて CPS を利用した場合には、その利用代金の全額または一部を直ちに当社に支払わなくてはなりません。	2. 利用可能枠が設定されたことにより、当社がCPS 会員に対し、信用を供与する義務を負うものではありません。また、当社は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、CPS会員および加盟店に事前の通知なくそのCPS利用を断ることがあります。 (1) 本条第1項に定める利用可能枠を超えるとき。 (2) CPS 会員の CPS 利用が本規約および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。 (3) CPS 会員の CPS 利用が転売目的での販売用商品の購入にあたる等、当社が適当でない判断したとき。 (4) CPS の1回あたりの利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合またはその他の理由で、加盟店から照会を受けるなどして、加盟店での利用が不適当と当社が判断したとき。 (5) 前各号のほか、当社が CPS を利用した取引の健全性を確保するために必要と認めたとき。 3. CPS 会員は、第1項の利用可能枠を超える CPS 利用についても、当然にその支払いの責任を負うものとします。
-	-	11	-	(新設)	(CPS の利用)
-	-	11	1	(新設)	CPS 会員は CPS を利用する場合には、当社に対しあらかじめ対象商品および加盟店、月間利用予定額を申告する必要があります。ただし、当社が別途認める場合を除きます。
-	-	11	2	(新設)	前項の定めにかかわらず、金券類、貴金属類等、換金性が高い商品の購入で当社が不適当と判断した場合はCPS利用ができないものとします。
-	-	11	3	(新設)	CPS 会員は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、CPS 会員が CPS 有効番号を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、CPS 有効番号または有効期限が変更され、もしくは退会の申し出または CPS 会員資格取消により CPS 利用ができなくなった場合、CPS 会員は、会員自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続きを行うものとします。退会または CPS 会員資格取り消し後に加盟店から売上が生じた場合でも、CPS 会員は本規約の規定に従い、支払いの責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。
-	-	11	4	(新設)	前項においてCPS有効番号もしくは有効期限が変更になった場合または当社が必要または適当と認めた場合には、加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することをCPS会員はあらかじめ承諾するものとします。また、CPS会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員

					<p>自身で加盟店に対し必要な手続きを行うものとし ます。なお、退会の申し出またはCPS会員資格取り消 し後であっても、加盟店におけるCPS利用について、 第19条第5項および第21条第2項に基づき、CPS会 員は、支払いの責任を負うものとし</p>
-	-	<u>11</u>	<u>5</u>	(新設)	<p>CPS利用による取引上の紛議は、CPS会員と加盟店 との間において解決するものとし</p>
-	-	<u>11</u>	<u>6</u>	(新設)	<p>CPS利用に係る債権の特定と内容確認のため、CPS 利用により購入した商品、サービス、通話、その他の 取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から 当社に開示されることをCPS会員はあらかじめ承諾す るものとし</p>
-	-	<u>11</u>	<u>7</u>	(新設)	<p>CPS会員は、一部の海外加盟店においては、CPS利 用に際し手数料(カード取扱手数料)を徴収する場 合があることをあらかじめ承諾するものとし、売上票に 当該カード取扱手数料が明示されている場合におい てCPS会員が当該売上票に署名した場合は、CPS会 員は、CPS利用代金とともに当該カード取扱手 数を支払うものとし</p>
<u>10</u>	1	<u>12</u>	1	<p>CPS会員が本規約に基づき当社に対して<u>負う一切の 債務</u>(以下「約定請求債務」という)については、原則 毎月18日に締め切るものとし、CPS会員は、当社指 定の金融機関の口座へ振込により翌月末日に約定 請求債務を支払うものとし</p>	<p>CPS 会員が本規約に基づき当社に対して<u>支払うべき 金員</u>(以下「約定請求債務」という)については、原則 毎月 18 日に締め切るものとし、CPS 会員は、当社指 定の金融機関の口座へ振込により翌月末日に約定 請求債務を支払うものとし</p>
<u>10</u>	2	<u>12</u>	2	<p>CPS会員は、約定請求債務の全部または一部が外 国通貨で表示されている場合(CPS利用が日本国内 であるものを含む)は、各国の国際提携組織(VISAカ ードについてはビザ・ワールドワイドを、マスターカ ードについてはマスターカード・ワールドワイドを、<u>ダイ ナースクラブカードについてはダイナースクラブイン ターナショナル</u>をそれぞれいう。以下同じ)所定の手 続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定する レートに、<u>当社所定の事務処理経費を加算した</u>レ ートで日本円に換算し当社の指定する通貨(原則として 円)により当社に支払うものとし</p>	<p>CPS会員は、約定請求債務の全部または一部が外 国通貨で表示されている場合(CPS利用が日本国内 であるものを含む)は、各国の国際提携組織(<u>CPS有 効番号についてはダイナースクラブインターナシ ョナル</u>を、CPSコンパニオン有効番号についてはマ スターカード・ワールドワイドをそれぞれいう。以下 同じ)所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは 当社が指定するレートに、<u>一定の率を乗じた換 算</u>レートで日本円に換算し当社の指定する通貨 (原則として円)により当社に支払うものとし</p>
<u>10</u>	3	<u>12</u>	3	<p>CPS会員は、本条第1項の<u>期日</u>に約定請求債務の履 行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定 請求債務を支払うものとし</p>	<p>CPS会員は、本条第1項の<u>支払期日</u>に約定請求債務 の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該 約定請求債務を支払うものとし</p>

<u>10</u>	4	<u>12</u>	4	当社は、本条第1項に規定するCPS会員の毎月の約定請求債務を、請求書および利用集計レポート(以下「ご利用明細」という)等により当社所定の方法で、支払日までにCPS会員に通知するものとします。また当社は当社都合によりCPS会員へのご利用明細の送付方法を変更することができるものとします。	当社は、本条第1項に規定するCPS会員の毎月の約定請求債務を、請求書および利用集計レポート(以下「ご利用明細」という)等により当社所定の方法で、支払日までにCPS会員に通知するものとします。また当社は当社都合によりCPS会員へのご利用明細等の送付方法を変更することができるものとします。
<u>10</u>	5	<u>12</u>	5	CPS会員が、ご利用明細の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立てをしなかった場合、ご利用明細の <u>内容および約定請求債務について異議なく承諾したものとみなします</u> 。この場合、ご利用明細に記載されたいかなる代金についても <u>支払いの免除または返還の対象とはなりません</u> 。	CPS会員が前項のご利用明細の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用明細の <u>内容に異議がないものと取り扱うことができるものとします</u> 。この場合、 <u>CPS会員は、ご利用明細に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります</u> 。
<u>11</u>	—	<u>13</u>	—	<u>(債権譲渡)</u>	<u>(立替払いの承諾等)</u>
<u>11</u>	—	<u>13</u>	<u>1~3</u>	CPS会員は、 <u>加盟店のCPS会員に対する債権を、CPS会員のCPS利用が発生した時点で当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします</u> 。	<p><u>1. CPS会員は、当社に対し、加盟店においてCPSを利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。CPS会員は、当社がCPS会員からの委託に基づき、CPS会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うに際し、CPSを利用した取引の結果生じた加盟店のCPS会員に対する債権について、以下の各号を承諾するものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社が加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社がCPS会員に対し立替払い金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含みます)を経由する場合がありますとします。</u></p> <p><u>(2) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</u></p> <p><u>(3) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。</u></p> <p><u>2. CPS会員は、当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、前項の立替払いについて、加盟店・当社は、CPS会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。</u></p> <p><u>3. 本条第1項により当社が立替払いする金額は、当社所定の売上データまたは売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加</u></p>

					盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。
<u>12</u>	—	<u>14</u>	<u>1</u>	CPS会員の <u>支払金額</u> が約定請求債務全額を完済させるに足りない場合は、CPS会員からの申し出がない限り、当社はCPS会員に事前の通知なく法律で認められる範囲において、当社が <u>適当と認める</u> 順序・方法により <u>約定請求債務</u> に充当できるものとし、CPS会員は異議がないものとします。	CPS会員の <u>支払った金額</u> が本規約および <u>その他契約に基づき当社に対して負担する債務全額</u> を完済するに足りない場合、当社はCPS会員に事前の通知なく、当社 <u>所定の</u> 順序・方法により <u>いずれの債務</u> にも充当できるものとし、CPS会員は異議がないものとします。
—	—	<u>14</u>	<u>2</u>	(新設)	CPS会員の債務の弁済として支払われた金額が、 <u>当社の約定(本規約の約定もしくはCPS会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む)</u> により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、CPS会員および弁済者への通知なく当然に、 <u>当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらずCPS会員の当社に対し負担する債務(ただし当社が別途定めるものを除く)</u> に当社所定の期日、順序・方法により充当されることについて、CPS会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、 <u>すべてCPS会員において解決するもの</u> とします。
<u>13</u>	—	<u>15</u>	—	当社が法的措置に要した費用のうち、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用は、 <u>CPS会員資格取消または退会後</u> といえどもすべてCPS会員の負担とします。	当社が法的措置に要した費用のうち、 <u>印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用は、退会またはCPS会員資格取り消し後</u> といえどもすべてCPS会員の負担とします。また、CPS会員が自身の調査等のために要した費用は、 <u>当然にCPS会員負担</u> になります。
<u>14</u>	—	<u>16</u>	—	(CPS会員資格の再審査)	(CPS会員資格の再審査等)
<u>14</u>	—	<u>16</u>	<u>1</u>	当社は、CPS会員の適格性について入会后、 <u>定期・不定期</u> の再審査を行うことがあります。この場合、CPS会員は、当社の求める資料の提出に応じなければなりません。	当社は、CPS会員の適格性について入会后、 <u>定期または随時</u> に再審査を行うことがあります。この場合、CPS会員は、当社の求める資料の提出に応じなければなりません。
—	—	<u>16</u>	<u>2</u>	(新設)	<u>当社は、CPS会員が前項の資料の提出の求めに応ずるまで、CPSの利用の停止その他必要な措置をとることができるもの</u> とします。
<u>15</u>	1	<u>17</u>	1	CPS会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、CPS利用の予定者、株主、使用人、およびこれらに準ずる者(以下「CPS会員等」という)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。	CPS会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、CPS利用の予定者、 <u>実質的支配者</u> 、使用人、およびこれらに準ずる者(以下本条、 <u>第18条および第20条</u> において「CPS会員等」という)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
<u>15</u>	2	<u>17</u>	2	前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。 (1)暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。 (2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。 (3)不当に暴力団員等を利用していると認められる	前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。 (1)暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。 (2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。 (3)不当に暴力団員等を利用していると認められる関

				<p>関係を有する者。</p> <p>(4)暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。</p> <p>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</p>	<p>関係を有する者。</p> <p>(4)暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。</p> <p>(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</p>
<u>15</u>	3	<u>17</u>	3	<p>CPS会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為。</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>(3)<u>CPS取引</u> (CPS利用、代金支払、付帯サービス等を含む)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為。</p>	<p>CPS会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為。</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>(3)<u>CPSを利用した取引</u> (CPS利用、代金支払、付帯サービス等を含む)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為。</p>
<u>15</u>	4	<u>17</u>	4	<p>CPS会員等が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。</p> <p>(1)本条第1項各号のいずれかに該当した場合。</p> <p>(2)前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>(3)本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p>	<p>CPS会員等が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。</p> <p>(1)本条第1項各号のいずれかに該当した場合。</p> <p>(2)前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>(3)本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p>
<u>15</u>	5	<u>17</u>	5	<p>CPS会員等が、前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、<u>第17条</u>の各規定が準用されるものとし、当社は、CPSの利用の停止、法的措置、<u>会員</u>資格の取消等ができるものとします。</p>	<p>CPS会員等が、前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、<u>第19条</u>の各規定が準用されるものとし、当社は、CPS利用の停止、法的措置、<u>CPS会員</u>資格の取消等ができるものとします。</p>
<u>16</u>	1	<u>18</u>	1	<p>CPS会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。</p> <p>(1)外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。</p> <p>(2)前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう)。</p> <p>(3)法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。</p>	<p>CPS会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。</p> <p>(1)外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。</p> <p>(2)前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう)。</p> <p>(3)法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。</p>
<u>16</u>	2	<u>18</u>	2	<p>CPS会員等は前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことあらかじめ承諾し、その他手続きに必要な書類等を提出するものとします。なお、取引時確認が完了できない場合には<u>第17条</u>の各規定が準用されるものとし、当社はCPSの利用の停止、法</p>	<p>CPS会員等は、前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことあらかじめ承諾し、その他手続きに必要な書類等を提出するものとします。なお、取引時確認が完了できない場合には<u>第19条</u>の各規定が準用されるものとし、当社はCPS利用の停止、法</p>

				的措置、 <u>会員</u> 資格の取消等ができるものとします。	的措置、 <u>CPS会員</u> 資格の取消等ができるものとします。
<u>16</u>	3	<u>18</u>	3	CPS会員等は本条第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けられないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。	CPS会員等は、本条第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けられないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。
<u>17</u>	1	<u>19</u>	1	CPS会員が支払いを遅滞する等本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、不審な場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、CPS会員に事前の通知なく次の措置を取ることができるものとします。 (1) CPS利用の停止。 (2) 加盟店等に対する当該 <u>有効番号</u> およびCVV情報の無効通知。 (3) 当社が必要と認めた法的措置。	CPS会員が支払いを遅滞する等本規約に違反した場合、 <u>もしくは違反するおそれがある場合、CPS利用について不審であると当社が認めた場合、第16条の再審査の場合、</u> その他当社が必要と判断した場合には、当社は、CPS会員に事前の通知なく直ちに次の措置を取ることができるものとします。 (1) CPS利用の停止。 (2) 加盟店等に対する当該 <u>CPS有効番号</u> およびCVV情報の無効通知。 (3) 当社が必要と認めた法的措置。
<u>17</u>	2	<u>19</u>	2	前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。	前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
<u>17</u>	3	<u>19</u>	3	CPS会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社がCPS会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、CPS利用の停止または <u>会員資格</u> を取り消すことができます。 (1) 虚偽の申告をした場合。 (2) 本規約のいずれかに違反した場合。 (3) <u>約定請求債務の履行を怠った場合。</u> (4) <u>差押・仮差押等、倒産手続の申立てまたは取引停止処分があった場合、その他CPS会員の業績や財務状態の悪化等、信用状態に重大な変化が生じた場合。</u> (5) <u>CPSの利用状況が適当でないと当社が認めた場合や、有効番号とCVV情報の管理が適切でないと当社が認めた場合。</u> (6) <u>CPS会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(5)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。</u>	CPS会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社がCPS会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、CPS利用の停止または <u>CPS会員資格</u> を取り消すことができます。 (1) <u>CPS会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。</u> (2) <u>法令または本規約の各条項のいずれかに違反した場合でその違反が重大な違反である場合。</u> (3) <u>第22条第1項各号に該当した場合。</u> (4) <u>CPS会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</u> (5) <u>本人確認等に必要な書類の提出がなされない場合。</u> (6) <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。</u> (7) <u>CPS利用に係る次の禁止行為を行った場合または行うおそれがある場合等、CPS会員のCPS有効番号またはCVV情報の利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合。</u> <u>① 現金化を目的とした商品・サービスの購入や架空の取引等資金の調達のために利用可能枠を利用すること</u> <u>② 現行紙幣、貨幣の購入、インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引等に、利用可能枠を利用すること</u> (8) <u>第三者によるCPS利用やCPS利用代金の支払状況またはCPS有効番号およびCVV情報の管理状況に照らして当社が不正、不適切または不相当なCPS利用と認めた場合またはそのおそれがある場合や、CPS有効番号とCVV情報の管理が適切でないと当社が認めた場合。</u>



					<p>(9)当社が更新CPS有効番号を発行しないで、CPS有効番号の有効期限が経過したとき。</p> <p>(10)CPS会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(9)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。</p>
17	—	19	4～6	(新設)	<p>4. 前項によりCPS会員資格を取り消された場合、これによってCPS会員にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとしします。</p> <p>5. CPS会員は、CPS会員資格の取り消し後であっても、本規約に基づき当社に対して負担する債務(当社が新たに知った債務を含む)については、かかる債務について本規約に基づき支払いの責任を負うものとしします。</p> <p>6. 法人が本条または本規約のいずれかに違反、または禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、すべてのCPS有効番号も同様の措置を受けることとなります。</p>
17	4	19	7	業務委託法人等が前項各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、当該業務委託法人等に付与された有効番号およびCVV情報を取り消すことができます。	業務委託法人等が前項各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、当該業務委託法人等に付与されたCPS有効番号およびCVV情報を取り消すことができます。
17	5	19	8	更新保留後一定期間が経過したCPS会員については、当社は、CPS会員資格を取り消すことができるものとしします。	更新保留後一定期間が経過したCPS会員については、当社は、CPS会員資格を取り消すことができるものとしします。
—	—	20	—	(新設)	(悪質な迷惑行為の禁止)
—	—	20	1	(新設)	<p>CPS会員等は、当社従業員もしくは当社委託先従業員を威迫してはならず、またこれらの者の平穩を害するような言動、その要求の内容もしくは態様が社会通念に照らして不適当と認められる行為など、会員等への円滑なサービス提供に支障をきたすおそれのある次の各号に定める行為を行ってはならないものとしします。</p> <p>(1) 暴力、威嚇、脅迫。</p> <p>(2) 暴言、卑猥な言動、セクハラ行為、誹謗中傷、その他人格を攻撃する言動。</p> <p>(3) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。</p> <p>(4) 従業員の長時間にわたる拘束。</p> <p>(5) 権威的態度。</p> <p>(6) 実現不可能な要求、特別対応の強要。</p> <p>(7) 金品の要求。</p>
—	—	20	2		CPS会員等が前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第19条の規定が準用されるものとし、当社は、CPS利用の停止、加盟店等に対するCPS有効番号およびCVV情報の無効通知、法的措置、CPS会員資格の取消等ができるものとしします。
18	1	21	1	CPS会員は、退会を希望する場合、1ヵ月前までに所	CPS会員は、退会を希望する場合、1ヵ月前までに所

				定の届出用紙により当社に届け出るものとします。	定の届出用紙により当社に届け出るものとします。
<u>18</u>	2	<u>21</u>	2	前項の場合は、CPS会員は、本規約に定められた <u>支払期限</u> にかかわらず、本規約に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、 <u>通常の支払方法</u> によるものとします。	前項の場合は、CPS会員は、本規約に定められた <u>支払期日</u> にかかわらず、本規約に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。 <u>この場合、CPS会員は、本規約に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。</u>
<u>19</u>	1	<u>22</u>	1	CPS会員は、次の <u>いずれかに</u> 該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払期日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合、一般の支払いを停止した場合または取引停止処分を受けた場合。 (3) 差押、仮差押、 <u>保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分</u> を受けた場合。 (4) <u>破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生もしくはこれらに類する倒産手続の申立て</u> を受けた場合または自らこれらの <u>申立て</u> をした場合。	CPS会員は、次の <u>各号のいずれかに</u> 該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払期日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2) 自ら振 <u>り</u> 出した手形、小切手が不渡りになった場合、一般の支払いを停止した場合または取引停止処分を受けた場合。 (3) 差押、仮差押 <u>もしくは</u> 仮処分の <u>申立</u> または滞納処分 <u>もしくは</u> 保全差押を受けた場合。 (4) 破産 <u>手続</u> 、民事再生 <u>手続</u> 、特別清算 <u>もしくは</u> 会社更生 <u>手続</u> の開始またはこれらに類する <u>法的倒産手続の申立</u> を受けた場合または自らこれらの <u>申立</u> をした場合。 (5) CPS 会員の責めに帰すべき事由によって、当社にとって CPS 会員の所在が不明となった場合。
<u>19</u>	2	<u>22</u>	2	CPS会員は、次の <u>いずれかに</u> 該当した場合は、当社の請求により <u>約定請求債務</u> について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。 (2) その他CPS会員の信用状態が著しく悪化した場合。	CPS会員は、次の <u>各号のいずれかに</u> 該当した場合は、当社の請求により <u>本規約に基づく一切の債務</u> について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。 (2) その他CPS会員の信用状態が著しく悪化した場合。
<u>20</u>	—	<u>23</u>	—	CPS会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、 <u>約定支払日</u> の翌日から <u>支払済日</u> に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。	CPS会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、 <u>支払期日</u> の翌日から <u>支払済み</u> に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。
<u>21</u>	—	<u>24</u>	—	<u>CPS利用先の加盟店が加盟店</u> として不適格となった場合には、当社はいつでもCPS会員の当該利用先加盟店を取り消すことができるものとします。	加盟店が <u>CPS利用の加盟店</u> として不適格となった場合には、当社はいつでもCPS会員の当該利用先加盟店を取り消すことができるものとします。
<u>22</u>	—	<u>25</u>	—	CPS会員がCPS利用をしたことにより発生した紛議は、原則CPS会員と加盟店との間で解決するものとし、その解決の有無は当社に対する債務の支払いを拒否する理由とはなりません。	CPS会員がCPS利用をしたことにより発生した紛議は、原則CPS会員と加盟店との間で解決するものとし、その解決の有無は当社に対する債務の支払いを拒否する理由とはなりません。
<u>23</u>	—	<u>26</u>	—	(有効番号またはCVV情報の紛失、盗難、不正利用と再通知)	(CPS有効番号またはCVV情報の紛失、盗難、不正利用と再通知)
<u>23</u>	1	<u>26</u>	1	CPS会員の <u>有効番号</u> またはCVV情報が紛失、盗難	CPS会員の <u>CPS有効番号</u> またはCVV情報が紛失、盗

				等を含め他人に不正に利用された場合、その <b>有効番号</b> 利用に起因して生じる一切の支払いについては本規約を適用し、すべてCPS会員が支払いの <b>責</b> を負うものとします。ただし、CPS会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合には、当社が紛失、盗難等の連絡を受理した日の60日前以降発生した損害について、 <b>第4条</b> で定めた対象商品のCPS利用に起因した情報漏えい等を含む加盟店側の故意、過失により発生した不正利用被害については、加盟店における情報漏えい等の発生日以降発生した損害について、当社は、CPS会員に対しその支払いを免除します。	難等を含め他人に不正に利用された場合、その <b>CPS有効番号</b> の利用に起因して生じる一切の支払いについては本規約を適用し、すべてCPS会員が支払いの <b>責任</b> を負うものとします。ただし、CPS会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合には、当社が紛失、盗難等の連絡を受理した日の60日前以降発生した損害について、 <b>また、第11条</b> で定めた対象商品のCPS利用に起因した情報漏えい等を含む加盟店側の故意、過失により発生した不正利用被害については、加盟店における情報漏えい等の発生日以降発生した損害について、当社は、CPS会員に対しその支払いを免除します。
<b>23</b>	2	<b>26</b>	2	前項ただし書きの定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には支払免除の対象とはなりません。 (1)紛失、盗難等による不正利用がCPS会員の故意または過失によって生じた場合。 (2)紛失、盗難等による不正利用がCPS会員または業務委託法人等の役員・従業員や取引先等の関係者の犯行によって生じた場合。 (3)CPS会員が本規約 <b>第4条</b> で定める対象商品および加盟店以外で <b>有効番号</b> やCVV情報を利用していた場合。 (4)本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。 (5)CPS会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合または当社が行う不正利用被害調査に協力しない場合。	前項のただし書きの定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には支払免除の対象とはなりません。 (1)紛失、盗難等による不正利用がCPS会員の故意または過失によって生じた場合。 (2)紛失、盗難等による不正利用がCPS会員または業務委託法人等の役員・従業員や取引先等の関係者の犯行によって生じた場合。 (3)CPS会員が本規約 <b>第11条</b> で定める対象商品および加盟店以外で <b>CPS有効番号</b> やCVV情報を利用していた場合。 (4)本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。 (5)CPS会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合または当社が行う不正利用被害調査に協力しない場合。
<b>23</b>	3	<b>26</b>	3	<b>有効番号</b> およびCVV情報の再通知は、当社が適当と認めた場合に行います。	<b>CPS有効番号</b> およびCVV情報の再通知は、当社が適当と認めた場合に行います。
<b>24</b>	1	<b>27</b>	1	CPS会員は、当社に届け出た商号、住所、代表者、管理責任者、連絡担当者、支払口座、対象商品、加盟店、業務委託法人等、 <b>有効番号</b> 等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。	CPS会員は、当社に届け出た商号、住所、 <b>電話番号</b> 、代表者、管理責任者、連絡担当者、 <b>事業の内容</b> 、支払口座、対象商品、加盟店、業務委託法人等、 <b>CPS有効番号</b> 等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
<b>24</b>	2	<b>27</b>	2	前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着したまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときにCPS会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。	前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着したまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときにCPS会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。
<b>25</b>	—	<b>28</b>	—	当社は、 <b>法人</b> 情報ならびに当社とCPS会員との間のCPS取引および利用金額を含むCPS利用に係る一切の情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いと <b>いた</b> します)、ダイナースクラブインターナショナル、	当社は、 <b>CPS会員</b> 情報ならびに当社とCPS会員との間のCPS取引および利用金額を含むCPS利用に係る一切の情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします)、ダイナースクラブインターナシヨナ

				ダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、CPS会員はこれをあらかじめ本規約をもって承諾するものとします。	ル、ダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、CPS会員はこれをあらかじめ本規約をもって承諾するものとします。
—	—	<u>29</u>	—	(新設)	(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用) 当社は、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、CPS会員に対し所定の書類の提出を求めることがあり、またCPS利用の制限または停止をすることがあります。
—	—	<u>30</u>	—	(新設)	(書類の提出)
—	—	<u>30</u>	<u>1~4</u>	(新設)	1. 当社は、諸法令等による必要が生じた場合、CPS会員に対して所定の書類の提出を求めることがあるものとします。 2. 当社は、定期または随時に CPS 会員に対して当社が必要とする本人確認または CPS の利用確認のための書類等の提出を求めることがあり、CPS 会員はこれに応ずるものとします。 3. CPS 会員が本条第 1 項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、CPS 会員の CPS 利用の制限もしくは停止をすることがあります。 4. CPS 会員は、前項の定めにより当社がCPS利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約の定めるところにより、当社への債務を支払うものとします。
<u>26</u>	—	<u>31</u>	—	本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何を問わず、CPS会員の所在地、購入地および当社の本社、支社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。	本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何を問わず、CPS会員の所在地、購入地および当社の本社、支社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。
<u>27</u>	—	<u>32</u>	—	CPS会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。	CPS会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
<u>28</u>	—	<u>33</u>	—	(規約の改定、承認) 本規約が改定され当社からCPS会員へその内容を通知または公布した後に、CPS会員がCPS利用をした場合は、本規約の改定事項を承諾したものとみなします。	(規約の改定) 当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によってCPS会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。
—	—	<u>34</u>	—	(新設)	(商品の所有権) CPS会員は、CPS会員がCPSの利用により購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務(手数料を含む)が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

改定前の 条番	改定後の 項番	改定後の 条番	改定後の 項番	改定前	改定後
—	—	—	—	(新設)	〈本同意条項および重要事項は、 <u>ダイナースクラブコーポレートパーチャシングシステム会員規約</u> (以下「 <u>本規約</u> 」という)の一部を構成します)
—	—	<u>1</u>	—	(新設)	(個人情報の収集、保有、利用、提供)
—	—	<u>1</u>	<u>1</u>	(新設)	<p>1. CPS会員の代表者(管理責任者、連絡担当者を含む)(以下総称して「<u>代表者等</u>」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのCPS利用情報の提供および口座振替等の事務処理等、ならびに代表者等の同意または本規約の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため、次の各号に定める代表者等の情報(以下「<u>個人情報</u>」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、CPSの利用確認、CPS会員へのCPS利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。</p> <p>(1) <u>代表者等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務地、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、代表者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき代表者等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。</u></p> <p>(2) <u>入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と代表者等との間の契約に関する事項。</u></p> <p>(3) <u>CPSの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。</u></p> <p>(4) <u>当社が収集した代表者等のクレジット利用履歴および支払履歴。</u></p> <p>(5) <u>代表者等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「<u>犯罪収益移転防止法</u>」という)および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。</u></p> <p>(6) <u>当社が、代表者等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。</u></p> <p>(7) <u>インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。</u></p> <p>(8) <u>当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。</u></p>
—	—	<u>1</u>	<u>2</u>	(新設)	代表者等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のウェブサイト等で案内しています。

					<p>(1) クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。</p> <p>(2) クレジット関連事業における市場調査、商品開発。</p> <p>(3) クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。</p> <p>(4) クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。</p>
-	-	<u>1</u>	<u>3</u>	(新設)	<p>代表者等は、以下の当社の関係会社(以下「共同利用会社」という)が、本条第1項(1)(2)(3)(5)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。</p> <p>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いとします)</p> <p>目的:</p> <p>(1) 共同利用会社の金融商品、信託商品およびサービスの申し込み・相談の受付。</p> <p>(2) 犯罪収益移転防止法等に基づくCPS会員および代表者等の確認等や金融商品、信託商品およびサービスの利用資格の確認。</p> <p>(3) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発。</p> <p>(4) 金融商品、信託商品およびサービスに関する各種提案(ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む)。</p> <p>(5) 共同利用会社において経営上必要な各種リスクの把握および管理。</p>
-	-	<u>1</u>	<u>4</u>	(新設)	<p>代表者等は、CPS会員が会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および重要事項が適用されることに同意します。</p>
-	-	<u>1</u>	<u>5</u>	(新設)	<p>CPS会員および代表者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。</p>
-	-	<u>2</u>	-	(新設)	(個人情報の開示・訂正・削除)
-	-	<u>2</u>	<u>1</u>	(新設)	<p>代表者等は、当社および共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社および共同利用会社への開示請求は、末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。また、開示請求手続きについては、当社のウェブサイト等で案内しています。</p>
-	-	<u>2</u>	<u>2</u>	(新設)	<p>万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正また</p>

					は削除に応じるものとします。
-	-	<u>3</u>	-	(新設)	(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出)
-	-	<u>3</u>	<u>1</u>	(新設)	当社は、代表者等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または、本同意条項および重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることはありません。
-	-	<u>3</u>	<u>2</u>	(新設)	代表者等が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、CPS有効番号の通知または請求書等の送付等を除き業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、代表者等は、中止の申し出を末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。
-	-	<u>4</u>	-	(新設)	(契約不成立時の個人情報の利用・提供) 当社と法人との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、代表者等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。
-	-	<u>5</u>	-	(新設)	(条項の変更) 本同意条項および重要事項は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
-	-	-	-	(新設)	■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先
-	-	-	-	(新設)	〈お客様相談室〉 〒104-6035 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエア X 棟 電話番号 03-6770-2820 上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。 電話番号 0120-074-024
-	-	-	-	以上 (2019年8月14日現在)	
-	-	-	-	三井住友トラストクラブ株式会社 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟	三井住友トラストクラブ株式会社 <a href="http://www.diners.co.jp">www.diners.co.jp</a> 本社 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟
-	-	-	-		2020年4月1日版

19LC-1875-202004